

会則の改定案および「個人情報取扱規定（案）」は、2021年3月5日開催の臨時幹事会で承認されました。（改定案および規定（案）は、4ページ以降に掲載。改定箇所は、赤字部分）  
2021年10月に開催予定の総会の承認待ちです。

1997年3月5日制定

2001年7月6日改正

2018年11月15日改正

## 理庭会（東京理科大学硬式庭球部OB・OG会）会則

### [総則]

第1条 本会は、理庭会（東京理科大学硬式庭球部OB・OG会）と呼び、事務所を東京理科大学理窓会内（東京都新宿区神楽坂2丁目6番地1号PORTA神楽坂）に置く。

### [目的]

第2条 本会は、会員相互の親睦を維持促進すること、ならびに東京理科大学I部体育局硬式庭球部の発展に寄与することを目的とする。

### [事業]

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流機会の提供
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 機関紙の発行
- (4) ホームページの管理
- (5) 東京理科大学I部体育局硬式庭球部部員（以下：現役部員）の競技力向上のための支援
- (6) 現役部員の人格形成に関する指導

### [会員資格]

第4条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 東京理科大学I部体育局硬式庭球部に在籍したことがあり本会の目的に賛同する者
- (2) 前項以外の者で、幹事会において本会への入会を承認された者

### [会費]

第5条 会員は、次に定める会員期間（総会開催時現在）別の年会費を収めるものとする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 4年未満      | 1,000円 |
| (2) 4年以上7年未満  | 2,000円 |
| (3) 7年以上11年未満 | 4,000円 |
| (4) 11年以上     | 6,000円 |

2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県以外に在住の会員は、前項に定める年会費の半額を免除される。

### [役員]

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 幹事 若干名
- (3) 監査役 1名以上
- 2 役員は総会において選任する。
- 3 監査役は幹事を兼ねることはできない。

[役員職務]

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 幹事は、会長の命により、本会の業務を執行する。
- 3 会長は、補佐役として、幹事の内から1名を幹事長に指名できる。
- 4 監査役は、幹事会に出席し、本会の業務執行及び会計の状況を監査し、総会において報告する。

[役員任期]

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員によって就任した役員任期は前任者または現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任できる。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

[総会]

第9条 総会は会長が招集する。

- 2 通常総会は毎年1回10月または11月に開催する。
- 3 幹事会または監査役が必要と認めたときには、会長は臨時総会を開催しなければならない。

[総会審議事項]

第10条 総会は次の事項について審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (3) 事業報告および収支決算報告
- (4) 役員選任または解任に関する事
- (5) 会員の入退会に関する事
- (6) 年会費に関する事
- (7) その他、幹事会において、総会に付議することを決定した事項

[幹事会]

第11条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は会長と幹事で構成する。
- 3 幹事会は会長が招集し、会長または幹事長が議長を務める。

[幹事会審議事項]

第12条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 重要な会務の運営に関する事項

[議事録]

第13条 総会および幹事会の議事録は、幹事会の承認を得たのち、インターネットのホームページに公開する。

[会計]

第14条 本会の会計年度は、毎年9月1日より、翌年8月31日までとする。

[会則の変更]

第15条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

[会の設立]

本会は、昭和35年4月1日に設立され、会則は昭和35年4月1日から施行する。

[附則]

- 1 この会則は2018年11月15日から変更適用する。
- 2 施行の時点の役員の任期は、この会則の規定にかかわらず、就任時から2018年の通常総会までとする。
- 3 この会則の規定にかかわらず、2018年4月1日から2019年8月31日までを1会計年度とする。

会則の改定案（文書の平易化、緊急事態対応、個人情報取扱い等）および「理庭会・個人情報取扱規定（案）」（臨時幹事会で承認済み、総会の承認待ちです。改定箇所は、赤字部分です。）

1997年3月5日制定

2001年7月6日改定

2018年11月15日改定

2021年3月5日改定

## 理庭会（東京理科大学硬式庭球部OB・OG会）会則(改定案)

### [総則]

第10条本会は、理庭会（東京理科大学硬式庭球部OB・OG会）と呼び、事務所を東京理科大学理窓会内（東京都新宿区神楽坂2丁目6番地1号PORTA神楽坂）に置きます。

### [目的]

第11条本会は、会員相互の親睦を維持促進すること、ならびに東京理科大学I部体育局硬式庭球部の発展に寄与することを目的とします。

### [事業]

第12条本会は前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (7) 会員相互の交流機会の提供
- (8) 会員名簿の管理
- (9) 機関紙の発行
- (10) ホームページの管理
- (11) 東京理科大学I部体育局硬式庭球部部員（以下：現役部員）の競技力向上のための支援
- (12) 現役部員の人格形成に関する指導

### [会員資格]

第13条本会の会員資格は、次のとおりとします。

- (1) 東京理科大学I部体育局硬式庭球部（過去の組織を含みます。）に在籍したことがあり本会の目的に賛同する者
- (2) 前項以外の者で、幹事会において本会への入会を承認された者

### [会費]

第14条会員は、次に定める会員期間（総会開催時現在）別の年会費を収めるものとします。

- (1) 4年未満 1,000円
  - (2) 4年以上7年未満 2,000円
  - (3) 7年以上11年未満 4,000円
  - (4) 11年以上 6,000円
- 2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県以外に在住の会員に対しては、前項に定める年会費の半額を免除します。

### [役員]

第15条本会に、次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
  - (2) 幹事 若干名
  - (3) 監査役 1名以上
- 2 役員は総会において選任します。
  - 3 監査役は幹事を兼ねることはできません。

#### [役員職務]

第16条 会長は、本会を代表し、会務を統括します。

- 2 幹事は、会長の命により、本会の業務を執行します。
- 3 会長は、補佐役として、幹事の内から1名を幹事長に指名できるものとします。
- 4 監査役は、幹事会に出席し、本会の業務執行及び会計の状況を監査し、総会において報告します。

#### [役員任期]

第17条 役員は、任期は2年とします。ただし、補欠または増員によって就任した役員は前任者または現任者の残存期間とします。

- 2 役員は、再任できるものとします。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければなりません。

#### [総会]

第18条 総会は会長が招集します。

- 2 通常総会は毎年1回10月または11月に開催します。
- 3 幹事会または監査役が必要と認めたときには、会長は臨時総会を開催しなければなりません。

#### [総会の審議事項]

第10条 総会は次の事項について審議します。

- (8) 会則の変更
- (9) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (10) 事業報告および収支決算報告
- (11) 役員を選任または解任に関する事
- (12) 会員の入退会に関する事
- (13) 年会費に関する事
- (14) その他、幹事会において、総会に付議することを決定した事項

#### [幹事会]

第11条 本会に幹事会を置きます。

- 2 幹事会は会長と幹事で構成します。
- 3 幹事会は会長または幹事長が招集し、会長または幹事長が議長を務めます。

#### [幹事会の審議事項]

第12条 幹事会は次の事項を審議します。

- (3) 総会に付議する事項
- (4) 重要な会務の運営に関する事項

#### [議事録]

第13条 総会および幹事会の議事録は、幹事会の承認を得たのち、インターネットのホームページに公開します。

[会計]

第14条 本会の会計年度は、毎年9月1日より、翌年8月31日までとします。

[会則の変更]

第15条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければなりません。

[緊急時の対応]

第16条 前条までに定めない早期に対応しなければならない事項が発生した場合は、第10条、第11条、第12条および第15条にかかわらず、幹事会で審議・決定できるものとします。この場合、以降に開催される総会において報告して了承を得るものとします。

2 前項に関し、幹事会の審議が困難な場合、以下の者のうち2名以上で決定できるものとします。この場合、事後速やかに幹事会に報告して了承を得るものとします。

- (1) 会長
- (2) 幹事長
- (3) 第1項の事項に関連して責任ある立場にある幹事

[個人情報の取扱い]

第17条 理庭会は、『個人情報の保護に関する法律』（以下、「個人情報保護法」という。）に規定される個人情報取扱事業者であるとの認識のもと規定を定め、個人情報保護法・その他法令に照らして適正かつ公正な手段によって会員および現役部員に関する情報を収集し、収集した情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努め、個人情報保護法等を遵守して会則および規定を継続的に改善して行きます。

2 前項の規定は、「理庭会・個人情報取扱規定」として、別途定めます。

[会の設立]

本会は、昭和35年4月1日に設立され、会則は昭和35年4月1日から施行します。

[附則]

1 この会則は2021年3月5日から変更適用します。

2 施行の時点の役員の任期は、この会則の規定にかかわらず、就任時から2021年の通常総会までとします。

3 この会則の規定にかかわらず、2018年4月1日から2019年8月31日までを1会計年度とします。

## 理庭会・個人情報取扱規定（案）

### （基本方針）

- 第1条 理庭会は「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）による個人情報保護の重要性を認識し、本会の会員等の教育・研修に務めるとともに、個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護法および本規定を遵守します。
- 2 個人情報の取得は、理庭会の目的および業務に必要な範囲内で、目的を明確に定め、取得目的を通知または公表して行います。また個人情報はその目的以外には使用しません。
  - 3 個人情報の管理は、責任者を定め、責任ある体制により管理します。個人情報は本人の了解なく第三者に開示または提供しません。また、本人からの開示請求に原則的に応じます。

### （個人情報の利用）

- 第2条 理庭会が管理する個人情報は、以下の目的に用います。また、本会が必要と判断したときは、公的機関からの要請に応じて、個人情報を提供することがあります。これ以外で個人情報を第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得ることとします。
- （1） 理庭会が発行する会報等の刊行物の発送
  - （2） 理庭会が主催する行事の案内、その他理庭会から会員への各種連絡・配信
  - （3） 会費の徴収
  - （4） あらかじめ会員に個別に通知または明示し、同意を得た事項

### （ホームページへの掲載）

- 第3条 理庭会のホームページに個人情報を含む記事を掲載する場合は、原則としてパスワードで管理したうえで掲載します。
- 2 パスワードで管理しない場合は、予め本人の同意を得たうえで掲載します。
  - 3 前項の場合、同意を得たことを証する書面（電子データを含みます。）を本人または代理人より受領し、保管するものとします。

### （その他）

- 第4条 個人情報の取扱いに関し、前条までに定めない事項が発生した場合は、幹事会で審議・決定できるものとします。この場合、以降に開催される総会において報告して了承を得るものとします。
- 2 前項に関し、緊急を要するなど幹事会の審議が困難な場合、以下の者のうち2名以上で決定できるものとします。この場合、事後速やかに幹事会に報告して了承を得るものとします。
    - （1） 会長
    - （2） 幹事長
    - （3） 第1項の事項に関連して責任ある立場にある幹事